

入札説明書

新潟県内 7 施設定期点検業務請負に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 8 年 7 月 24 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典
群馬県前橋市岩神町四丁目 16 番 25 号

3 業務概要

- (1) 業 務 名 新潟県内 7 施設点検業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所 下越森林管理署 中条森林事務所庁舎、下越森林管理署 村松森林事務所庁舎、
下越森林事務所 豊川森林事務所庁舎、下越森林管理署村上支署庁舎、
下越森林管理署村上支署 緑町宿舍、上越森林管理署 妙高森林事務所
- (3) 業務内容 別添「業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで

4 競争入札の形式

- (1) 本業務の入札は、一般競争入札「最低価格落札方式」により実施する。

(2) 電子入札システム

- ① 本業務は、資料等の提出及び入札等を電子入札方式で行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・ 受付窓口

群馬県前橋市岩神町四丁目 16 番 25 号
関東森林管理局 総務企画部 総務課 施設係
電話 027-210-1162

・ 受付時間

9 時から 16 時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に掲げる行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

- ② 電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争(指名競争)入札参加申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者名で IC カードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行った IC カードとする。

5 競争参加資格に付する事項

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度関東森林管理局競争参加有資格者名簿「測量・建設コンサルタント等」の業種区分「建築士事務所」に登録された「B 等級」または「C 等級」であること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定めている手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(上記(3)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付 59 林野経第 156 号林野庁長官通達)、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成 26 年 12 月 4 日付 26 林政政第 338 号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく二級建築士以上の資格を有する者を当該業務に配置できること。また、配置予定者は直接的かつ恒久的な雇用関係が申請書等提出の 3 ヶ月以上前からあること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外に構成員である場合を除く。)

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

上記(7)の①又は②と同視しうる資本関係、又は人的関係があると認められる場合

- (8) 本店、支店又は営業所が関東森林管理局管内(福島県・栃木県・群馬県・新潟県・茨城県・埼玉県・千葉県・山梨県・東京都・神奈川県・静岡県)に所在すること。
- (9)「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 19 年 12 月 7 日付 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

「5 競争参加資格に付する事項」(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合、上記 5 (1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記 5 (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者、並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 申請書等の提出は以下により電子入札システムを用いて提出すること。なお、発注者の承諾を得て紙入札による場合は持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

① 提出期間

令和 8 年 7 月 27 日から令和 8 年 8 月 12 日まで

行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政期間の休日(以下「休日」という。)を除く 9 時から 17 時まで(12 時から 13 時までを除く。)

② 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付フィールドに「競争参加資格申請書」、「競争参加確認資料」をそれぞれ添付して提出すること。なお、ファイル容量が 10MB を超える場合は持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出(締切日必着)すること。

持参又は郵送する場合には、必要書類一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより送信すること。なお、紙入札方式の場合は持参することとし、郵送による提出は認めない。

- ・持参又は郵送で提出する旨の表示
- ・持参又は郵送で提出する書類の目録
- ・持参又は郵送で提出する書類のページ数
- ・発送(持参)年月日、会社名、担当者名、電話番号、メールアドレス

③ 持参又は郵送時の提出先

「4 競争入札の形式」に同じ。

④ ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式に作成すること。

Microsoft Word

Microsoft Excel

PDF 形式

JPEG 形式又は GIF 形式

⑤ 申請書は参考様式により作成すること。

(3) 申請書等作成説明会

申請書等作成説明会については、原則として実施しない。

(4) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加資格申請受付期間の期限の日までに提出されたものをもって行うものとし、審査は関東森林管理局の資格審査委員会において参加資格の有無を決定する。

また、参加資格の有無については、令和8年8月21日までに通知する。通知において参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 申請書等のヒヤリング

申請書等のヒヤリングについては、原則として実施しない。

(6) その他

① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 申請書等は返却しない。

④ 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の主任技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。

⑤ 申請書等の作成に関する手続きについての問い合わせには応じるが、業務内容等の問い合わせには一切応じない。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限

令和8年9月1日 16 時まで

② 提出場所

「4 競争入札の形式」に同じ。

③ 受付時間

9時から17時までとする(ただし、行政機関の休日及び12時から13時を除く。)。

④ 提出方法

書面を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和 8 年 9 月 8 日までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い書面(様式自由)により提出すること。

① 受領期間

令和 8 年 7 月 27 日から令和 8 年 9 月 3 日まで

持参する場合は、上記期間中の休日を除く 9 時から 17 時まで(ただし、12 時から 13 時を除く。)。

② 提出場所

「4 競争入札の形式」に同じ。

③ 提出方法

書面を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は書面により行う。

また、(1)の質問及び回答は次のとおり閲覧するとともに、関東森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

① 閲覧期間

令和 8 年 9 月 4 日から令和 8 年 9 月 14 日まで

休日を除く 9 時から 17 時まで(ただし、12 時から 13 時を除く。)。

② 閲覧場所

「4 競争入札の形式」に同じ。

9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 電子入札システムによる入札の開始は令和 8 年 9 月 9 日 9 時 00 分、締切は令和 8 年 9 月 14 日 13 時 30 分とする。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (2) 持参による入札の場合は、令和 8 年 9 月 14 日 13 時 25 分までに関東森林管理局 2 階小会議室へ持参すること。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (3) 開札は、令和 8 年 9 月 14 日 13 時 30 分に関東森林管理局 2 階小会議室にて行う。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格

があることが確認された旨の通知書写しを持参すること。

1 0 入札方法

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書を封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、宛名及び業務名を記載し、持参又は郵送すること。

郵送による場合は入札日の前日(休日の場合はその前日)16 時までには到着した書留郵便より郵送すること。

- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相違する金額を入札書に記載すること。

1 1 入札及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1

1 2 開札

- (1) 開札は電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。
- (2) 紙入札方式による場合にあっては、競争参加者、又はその代理人が立会い開札するものとする。なお、競争参加者、又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

1 3 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載を行った者の入札並びに関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時において「5 競争参加資格に付する事項」に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1 4 落札者の決定方法

落札者は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結すること

が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適者と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1 5 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限

落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内。

② 提出場所

〒371-8508

群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

関東森林管理局 総務企画部 総務課 施設係

電話 027-210-1162

メールアドレス：ks_kanto_syokuin@maff.go.jp

③ 提出方法

電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、上記(1)①の提出期限の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

1 6 契約書作成の要否

契約書(案)により契約書を作成するものとする。

1 7 支払条件

(1) 前払金 無

(2) 中間前払金及び部分払 無

1 8 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの「競争参加資格がないと認めた理由の説明」及び「落札者とならなかった者に対する理由の説明」に不服のある者は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立ては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類の入手先は、「4 競争入札の形式」に同じ。

1 9 関連情報を入手するための照会窓口

「4 競争入札の形式」に同じ。

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、配置を予定した技術者を当該業務に配置すること。
- (4) 電子入札システムは、休日を除く8時30分から18時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は以下のとおり。

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間 9時から16時まで（但し12時から13時までの間を除く）

電 話 048-254-6031

メー ル help@maff-ebic.go.jp

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

再度入札の日時等については発注者から指示するので、パソコンの前でしばらく待機すること。

また、開札処理に時間を要する場合は発注者から開札状況を電話等により連絡する。

- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度の入札に移行する。

再度入札の日時等については発注者から指示するので、パソコンの前でしばらく待機すること。

また、開札処理に時間を要する場合は発注者から開札状況を電話等により連絡する。

- (9) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。